

居宅介護支援事業所
「介護相談センターほぷら」運営規程

医療法人三水会 田尻病院

令和6年 4月 1日改定

指定居宅介護支援事業所 介護相談センターぽぷら 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人三水会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）の指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員及びその他の従業者が、要介護者等に対して、適正な保健医療サービスおよび福祉サービス、地域住民らによる自発的なサービス活動が効率的かつ効果的に行われるよう、居宅サービス計画を作成し要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態になることの予防に資することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供できるよう配慮するものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は遅延なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。
 - 1) 正当な理由なしに法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - 2) 偽りその他不正行為によって保険給付の支給を、受け又は受けようとしたとき。
- 5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、地域の住民による自発的な活動によるサービスなどと線密な連携を図り、継続的に総合的なサービスが提供されるよう努めるものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。また、成年後見制度への配慮の必要に応じて制度の説明、利用の手順や相談機関の紹介などの案内をするものとする。

(事業所の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称は「介護相談センターぽぷら」

(事業所の設置)

第4条 事業所は、「岡山県美作市明見550-1」に設置する。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、「医療法人三水会」とする

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は事業所の介護支援専門員、その他の従業者の管理、事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握とその他の管理を一元的に行うと共に、自らも事業の提供に当たるものとする。
- 2 介護支援専門員 1名以上（常勤換算で1名以上）
 - (1) 第2条の運営方針に基づく業務にあたる。
 - (2) ・利用者の数（指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分1を乗じた数を加えた数。）が44又はその端数を増すごとに一とする。
・指定介護支援事業所がケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに一とする。
- 3 従業員の資質向上のために採用時及び定期的研修を確保する。
- 4 従業員が常に清潔保持及び健康維持ができるよう、必要な処置を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までは除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3 その他 休日・時間外などの緊急時は電話などにより連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び 利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。交通費はサービス実施地域を問わずガソリン代無料とする。

- 1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
 - (1) 介護支援専門員は、身分を称する書類を携行し、初回訪問時又は利用者もしくは、その家庭から求められたときは、これを提示する。
 - (2) 指定居宅介護支援の提供を求められたときは、利用者の被保険証により被保険者資格と介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期限を確認する。
 - (3) 介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の石も踏まえて速やかに該当申請が行われるよう必要な援助を行う
- 2 課題分析の実施
- 3 居宅サービス計画原案の作成
 - (1) 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基

づき、居宅サービス計画の原案を作成する。

(2) 利用者及びその家族は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能である。

(3) 作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者等によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し利用者の理解を得るものとする。

4 サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

7 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、サービス実施状況の継続的な把握及び評価をおこなうこととする。

8 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

9 介護保険施設等の入所退所

介護支援専門員は、利用者がその居宅において、日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行う。

介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅介護サービス計画の作成等の援助を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、美作市（但し旧大原町・東栗倉村を除く）、勝央町とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 介護支援専門員は、介護支援を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに家族、主治医、関係市町村に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(損害賠償)

第11条

1 事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由に

より利用者に生じた損害について、賠償する責任を負う。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとする。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとする。

(守秘義務)

第12条

- 1 介護支援専門員及びその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 2 介護支援専門員及びその他の職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約に反映させる。

(個人情報の保護)

第13条

- 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第14条

- 1 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、

これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画)

第16条 事業所は、業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。当事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。）

(衛生管理等)

第17条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第18条

- 1 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保するものとする。
 - (1) 採用時研修：採用後6ヶ月以内に実施
 - (2) 虐待防止に関する研修：年1回
 - (3) 権利擁護に関する研修：年1回
 - (4) 認知症ケアに関する研修：年1回
 - (5) 感染症に関する研修：年2回
- 2 事業所の運営規定の概要、介護支援専門員、そのほかの職員の勤務体制、サービス選択に必要な重要事項を見やすい場所に提示する。
- 3 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 4 利用者に対し、特定のサービス事業者等によるサービス利用の強要、又は当該事業者からその代償として金品その他の利益を收受してはならない。
- 5 事業所の会計は、他の会計と区別し毎年4月1日から翌年の3月31日の期間とする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人三水会と事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この運営規定は 平成11年 9月 1日から施行する

この運営規定は 平成15年 1月 1日から施行する

この運営規定は 平成15年 11月 18日から施行する

この運営規定は 平成17年 11月 2日から施行する

この運営規定は 平成18年 4月 1日から施行する

この運営規定は 平成23年 11月 1日から施行する

この運営規定は 平成26年 6月 21日から施行する

この運営規定は 平成27年 4月 1日から施行する

この運営規定は 令和 2年 9月 6日から施行する

この運営規定は 令和 6年 4月 1日から施行する